



三政第25号  
令和7年8月8日

三田市市政への市民参加推進委員会 委員長 様

三田市長 田村 克也

三田市市政への市民参加条例の運用状況に関する諮問について

三田市市政への市民参加条例第23条及び第24条の規定に基づき、同条例の運用状況に対する貴委員会の意見を求めます。

<参考：三田市市政への市民参加条例抜粋>

(運用状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(条例の見直し)

第24条 市長は、この条例の運用状況、委員会の意見等に基づいて、継続的に市政への市民参加制度を検証し、必要に応じて見直しを行うこととする。